

訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費			
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	30分以上の場合（看護師・作業療法士）	週3日まで	5,550円／回（准看護師：5,050円）
		週4日以降	6,550円／回（准看護師：6,050円）
	30分未満の場合（看護師・作業療法士）	週3日まで	4,250円／回（准看護師：3,870円）
		週4日以降	5,100円／回（准看護師：4,720円）
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ （同一建物居住者への訪問）	同一日 2人 30分以上の場合 （看護師・作業療法士）	週3日まで	5,550円／回（准看護師：5,050円）
		週4日以降	6,550円／回（准看護師：6,050円）
	同一日 2人 30分未満の場合 （看護師・作業療法士）	週3日まで	4,250円／回（准看護師：3,870円）
		週4日以降	5,100円／回（准看護師：4,720円）
	同一日 3人以上 30分以上の場合 （看護師・作業療法士）	週3日まで	2,780円／回（准看護師：2,530円）
		週4日以降	3,280円／回（准看護師：3,030円）
	同一日 3人以上 30分未満の場合 （看護師・作業療法士）	週3日まで	2,130円／回（准看護師：1,940円）
		週4日以降	2,550円／回（准看護師：2,360円）
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ （入院中の外泊）	在宅療養に備えた外泊中の訪問看護が必要と認められた者	1回	8,500円／日
	厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の状態	2回まで	（訪問看護管理療養費算定なし）
訪問看護管理療養費	機能強化なし（二）	月の初日	7,670円／日
	訪問看護管理療養費1	2回目以降	3,000円／日

* 退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日を限度として算定できる

その他加算				
24時間対応体制加算（ロ）	利用者又はその家族等からの電話等に常時対応出来、緊急訪問できる体制	月に1回	6,520円	
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテルを使用している状態等	月に1回	5,000円	
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態等	月に1回	2,500円	
複数名精神科訪問看護加算	利用者または家族等の同意を得る 医師が複数名による訪問の必要があると認め、精神科訪問看護指示書にその旨を記載すること 看護を30分以上実施すること 訪問するスタッフの1人以上は看護師または保健師であること 同行する看護補助者は必ず利用者の居室において両者の同時滞在時間を一定時間以上確保すること *（ ）表記金額は同行者が准看護師	単独 あるいは 同一建物1人、又は 2人	看護師1名+ 看護補助者 又は精神保健福祉士 3,000円	
		同一建物3人以上	2,700円	
		【上記、算定対象】 週1回限度		
		単独 あるいは 同一建物1人、又は 2人	1日1回 看護師1名+ 他看護師又は 作業療法士	4,500円 （准看護師：3,800円）
		同一建物3人以上	4,000円（3,400円）	
		単独 あるいは 同一建物1人、又は 2人	1日2回 看護師1名+ 他看護師又は 作業療法士	9,000円 （准看護師：7,600円）
同一建物3人以上	8,100円（6,800円）			
精神科緊急訪問看護加算	利用者又はその家族の希望で診療所・在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を実施した場合	月 14日目まで	2,650円（1日に1回）	
		月 15日目以降	2,000円（1日に1回）	
		90分を超える訪問看護を行った場合	5,200円	
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める状態等、特別訪問看護指示期間中	週1回	5,200円	
	15歳未満の超・準超重症児 15歳未満で厚生労働大臣が定める状態等	週3回		
夜間・早朝訪問看護加算	夜間訪問（午後6時から午後10時まで） 早朝訪問（午前6時から午前8時まで）	1日に1回	2,100円	
深夜訪問看護加算	深夜訪問（午後10時から午前6時まで）	1日に1回	4,200円	

令和6年6月1日改定

その他加算			
退院時共同指導加算	医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員と共に看護師等（准看護師を除く）が退院・退所にもない療養上の指導を行い、その内容を提供した場合	1回限り 厚生労働大臣が定める疾病等 2回限り	8,000円 (退院日・退所日の前月に実施した場合も算定可能)
特別管理指導加算	退院時共同指導加算算定者に右記該当する場合には加算	厚生労働大臣が定める疾病等	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等 厚生労働大臣が定める状態等 退院日の訪問看護が必要と認められた場合	退院日に療養上、必要な指導を行ったとき又は退院日に複数回の訪問により当該指導時間の合計が90分を超えた場合は8,400円を加算する	6,000円 (90分を超える療養上必要な指導を行ったとき又は退院日に複数回の訪問により当該指導時間の合計が90分を超えた場合は8,400円を加算する)
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等（准看護師を除く）がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合	月1回限り	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅での療養を行っている利用者の状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問歯科医、薬局等の薬剤師、介護支援専門員、相談支援専門員、看護師等（准看護師を除く）と共同で、患者に赴きカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を実施した場合	月2回限り	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、登録喀痰吸引等事業者等と連携し、医師の指示の下に行われる喀痰吸引等の行為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業所の介護職員に対して、必要な支援を行った場合	月1回限り	2,500円
訪問看護情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める疾病、状態等の利用者に対し利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等からの求めに応じて訪問看護の状況を文書を添えて情報提供した場合	月1回限り	1,500円
訪問看護情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病、状態等の利用者のうち、18歳未満の小児、18歳未満の超・準超重症児が、保育所又は学校等（大学を除く）に入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について利用者の同意を得て、学校からの求めに応じ訪問看護の状況を文書を添えて情報を提供した場合	各年度1回限り 但し転学等で初めて在籍する月、医療的ケアの実施方法等を変更した月は別に月1回算定出来る	1,500円
訪問看護情報提供療養費 3	入院又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている医療機関が入院又は入所する医療機関に対して診療状況を、利用者の同意を得て、訪問看護に係る情報を文書を添えて情報を提供した場合	月1回限り	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	訪問看護ステーションの看護師等が、在宅でまたは特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、主治医の指示により死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、ターミナルケアを実施し、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合（ターミナルケア後、24時間以内に在宅・特養等以外で死亡した者も含む）		25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、ターミナルケアを実施し、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る）		10,000円

令和6年6月1日改定

その他の自費		
交通費	通常訪問先以外又は緊急訪問時におけるタクシー又は公共交通機関を利用した場合	実費 (消費税込)
* エンゼルケア料金 (ご遺体のお世話)	訪問看護サービスの提供と連続し、かつご家族のご要望に応じて行われた場合	20,000円 (消費税込)
* キャンセル料	ご利用者様のご都合による、当日のキャンセルの場合	2,000円 (不課税)
* 保険適用外の訪問看護	ご利用者様及びご家族様より訪問看護をご希望の場合	別紙：自費訪問看護利用料金表参照

* 医療費控除の対象外となります

利用料計算方法 (ご利用者様負担額) 1日算定 (負担割合1割の概算)

看護師等	精神科訪問看護基本療養費 (30分以上) + 訪問看護管理療養費		
	① 月の1日目	② 週2～3日目まで	③ 週4日目以降
	1,322円	855円	955円

一ヶ月の利用料概算方法 : <ul style="list-style-type: none"> ・ ① + (② × 訪問回数) + その他加算 ・ ① + (② × 訪問回数) + (③ × 訪問回数) + その他加算

*利用者負担額は、加入保険の負担割合に応じて上記料金表の1～3割負担となります

*受給者証をお持ちの方は種類によって公費負担が適用となります

*料金は月単位で計算されますので、数円単位で誤差が出ることがあります(一の位、四捨五入)